

八丈町立中学校に係る部活動の在り方に関する方針

八丈町教育委員会
(令和2年2月策定)

本方針策定の趣旨等

○ 本方針は、義務教育である中学校段階の部活動（運動部活動及び文化部活動）を主な対象とし、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえること。
- 運動部活動においては、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- 文化部活動においては、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこととし、各学校においては、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務付けたり、活動を強制したりすることがないよう、留意すること。
- 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

○ 八丈町教育委員会は、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、東京都の「東京都教育委員会 運動部活動の在り方に関する方針」及び「東京都教育委員会 文化部活動の在り方に関する方針」に則り、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改善に取り組む。

1 適切な運営のための体制整備

（1）部活動の方針の策定等

ア 校長は、「八丈町立中学校に係る部活動の在り方に関する方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

運動部及び文化部顧問は、八丈町教育委員会が作成した共通様式にて、「①年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）」「②毎月の活動計画」「③活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）」を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、上記アの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

（２）指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師等の数の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部及び文化部の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

エ 八丈町教育委員会は、部活動顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

オ 八丈町教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

２ 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

（１）適切な指導の実施

ア 校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、例えば、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の活動を原則として行わないようにする等、適切に対応する。八丈町教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であることや、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。また、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 文化部顧問は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であることや、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。また、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 運動部活動用及び文化部活動用指導手引の活用

部活動顧問は、運動部活動及び文化部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のために、運動部活動においては中央競技団体が作成した指導手引を活用し、文化部活動においては文化部活動に係る各分野の関係団体が作成した指導手引を活用して、2 (1) に基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、運動、食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

【休養日】

1 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける（平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。）。

2 長期休業中の休養日の設定についても、「1」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

【活動時間】

1 1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日（祝日等を含む。）及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 校長は、1 (1) に掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、八丈町教育委員会が策定した方針に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動及び文化部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ 校長は、定期試験前後の一定期間等、学校全体や部活動共通の休養日を設ける等、地域や学校の実態を踏まえて、保護者への理解を図りながら、適切な指導に向けた休養日及び活動時間等の設定について工夫する。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

ア 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的ニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、競技力や技能の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動を設置する。

具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会や芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動、競技や大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものや、生徒が楽しく芸術文化等に親しむ動機付けとなるものが考えられる。

イ 八丈町教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技や特定の分野の文化部活動を設けることができない場合には、生徒の部活動への参加機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が他校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

(2) 地域との連携等

ア 八丈町教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実及び芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、社会教育施設の活用、地域団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における活動のための環境整備を進める。

イ 八丈町教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実、芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会・試合、地域行事、催し物等の精選

校長は、運動部及び文化部が参加する大会・試合、地域行事、催し物等（以下本項において「大会等」という）について、生徒の教育上の意義、生徒や保護者、部活動顧問・指導者の負担が過度とならないように考慮する。

また、八丈町教育委員会は、学校の各部が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や部活動顧問・指導者の過度な負担とならないよう、その参加数について、校長会と連携し、東京都中学校体育連盟、東京都中学校文化連盟等の団体が定める目安を参考に、学校や地域の実態、競技や活動等の内容を踏まえて、学校が判断できるよう必要な協力や支援を行う。